

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 10 日

関係機関 各位

福井県安全環境部循環社会推進課

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例について

日頃から、本県の廃棄物行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という）は、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づき、処分期間内での処分が義務付けられています。

特に、高濃度PCB廃棄物の処分期間については、トランス・コンデンサが令和3年度末まで、安定器等・汚染物が令和4年度末までとなっており、いずれも処分期間まで残り僅かとなっています。

今般、他の地域において計画的処理完了期限（処分期間の末日から1年後）を過ぎて新たな高濃度PCB廃棄物が発見された事例について、環境省から本県に情報提供がありましたので、参考送付します。当該情報を参考として、処分期間内にPCB廃棄物の処分が確実に完了するよう、引き続き、調査への御協力をお願いします。

<別添資料>

- 1 「計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例」  
(環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 PCB廃棄物処理推進室)
- 2 「掘り起こし調査等における高濃度PCB廃棄物等の発見事例」  
(環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 PCB廃棄物処理推進室)

【担当】

廃棄物対策グループ 竹内

電話：0776-20-0382

